

つても難解であつたかを知るに足るであらう。

永樂大典中に收められた經世大典は原との儘では無く、その抽出に過ぎなかつたであらうことにしては、既に⁽¹⁾王國維氏が「蓋明修大典已有ニ刪節。非ニ原書ニ也」と言つた。余もこの見解には大體上賛成する。併しながらその凡べてが然りしや否やに關しては必ずしも斷言し難い。少くともこの站赤の一門に關しては刪節の加へられたことを證明すべき材料は無い。王氏所論の根據は蘇天爵が經世大典の記事を隱括して施したと思はれる經世大典序錄の小註には、永樂大典に收められた經世大典の中にも存しない記事が見出されるといふ點にあるのであるが、站赤門即ち序錄の驛傳門下に施された小註の文句は悉くこゝに印出せられるといふ點にあるのであるが、站赤門の中に存するもののみであつて、他の門に關しては兎も角、この一門に就いては、果して同様の見解を加へ得べきや否や、俄に斷じ難いであらう。

尙ほ最後に附け加へて置くべきことは、この精鈔の永樂大典本にも必ずしも訛奪の存するもの無きに非ざることである。かゝる書物としての性質上からも、比較的誤寫の少いことは勿論であるが、それについて尙ほ諸處にこれを發見するのは、何とも遅く可からざる恨事である。今一々これを指摘するが如きは固より茲に目的とする所ではないが、假りに年月だけについて氣付いた重なる誤を擧げて見ても、站赤五の十三右四行目に十月通政院奏云々とあるが、これは前の三月と次の五月との間に置かれた記事で、四月の誤か、若しくは後に記すべき十月の事を此處に記したかの誤に外ならぬ。多分前の場合に外ならぬであらう。六の八左二行目の二月二十二日も同様に五月二十一日の誤であらう。五の十五右十三行目に二十六年と記されてゐるのは意味を解し難い。多分二十六日と書くべきを誤つたのであらう。二及び三に記されてある中統は勿論至元の誤でなければならぬ。凡そ此の如き誤寫の徐松本